

栃農高・栃工高・栃商高新校整備事業基本・実施設計業務説明書

第1 業務概要

1 業務内容

(1) 業務名

栃農高・栃工高・栃商高新校整備事業基本・実施設計業務委託

(2) 趣旨

本県南部栃木地区における栃木農業高・栃木工業高・栃木商業高の統合により、複数の職業系専門学科を併置した未来共創型専門高校として新校を整備する。

(3) 業務内容

基本設計及び実施設計

(4) 設計条件

「第三期県立高等学校再編計画」

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/saihen/documents/20240405160250.pdf>

「栃木農業高・栃木工業高・栃木商業高新校新校舎等整備基本計画」

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/saihen/tochigisinnkoukihonnkeikaku.html>

「建築設計業務委託特記仕様書（令和7（2025）年4月版）（資料1）」

「建築設計業務委託共通仕様書（令和7（2025）年4月版）」

https://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/kouji/kouji_top.html

による。

(5) 発注者

栃木県知事 福田 富一

2 履行期間

契約締結日から720日間

第2 参加表明書の提出者

1 参加表明書の提出者に要求される資格

- (1) 公告日現在において、次の要件をすべて満たす特定建築設計業務協働企業体（以下、「設計共同体」という。）とする。

ア すべての構成員は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく建築士事務所であること。

イ 設計共同体の構成員数は3者であること。

ウ すべての構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。

エ 設計共同体に所属する建築士の合計の数が15名以上であること。

オ すべての構成員は、5名以上の一級建築士を有すること。

カ すべての構成員は、令和 7（2025）年度及び令和 8（2026）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（令和 7（2025）年栃木県告示第 109 号）に基づく入札参加資格のうち、建築に係るものを有すること。

キ すべての構成員は、栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 21 年 3 月 26 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

ク すべての構成員は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更正手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ケ すべての構成員は、栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

コ すべての構成員の設計共同体における出資比率の最小限度が 20 パーセント以上であること。

(2) (1)の設計共同体における代表構成員は次の要件をすべて満たすこと。

ア 出資比率は構成員中最大（同比率である場合を含む）であること。

イ 平成 22（2010）年 4 月 1 日以降に設計業務が完了した 1 棟あたりの延べ面積が 3, 0 0 0 ㎡以上で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の学校教育法に基づく学校（幼稚園を除く）で 3 階建て以上の学校建築に関する設計実績を 1 以上有すること（改修工事に係る設計業務を除く）。

(3) 管理技術者は 1 名とし、次のいずれかの要件を満たす設計実績を有し、代表構成員に所属する一級建築士であること。

ア 一級建築士取得後 8 年以上で、(2)イに掲げる学校建築に関する設計実績を有すること。

イ 二級建築士取得後 13 年以上で、(2)イに掲げる学校建築に関する設計実績を有すること。

(4) 照査技術者は 1 名とし、構成員に所属する次のア又はイの要件を満たす一級建築士であること。

ア 一級建築士取得後 8 年以上であること。

イ 二級建築士取得後又は大学卒業後 13 年以上であること。

(5) 各主任担当技術者は各 1 名とし、その分担業務分野は次のとおりとする。なお建築分野の主任担当技術者は、構成員に所属していること。

分担業務分野	業務内容（下記の図書作成に係る業務）
建 築	令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添一第 1 項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構 造	同上「構造」
電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

- (6) 管理技術者及び建築分野の主任担当技術者は専任とすること。
- (7) 参加表明書及び技術提案書の提出者が、本業務委託における他の参加表明書及び技術提案書の提出者となっていないこと。
- (8) 5 (3)に記載する入札参加資格の審査に必要な書類を参加表明書と同時に提出すること。

- ※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託共通仕様書（令和7（2025）年4月版）」3. 10に規定する者であり、「栃木県業務委託契約書」第11条における「業務主任技術者」をいう。
- ※2 「照査技術者」とは、「建築設計業務委託共通仕様書（令和7（2025）年4月版）」3. 11に規定する者をいう。
- ※3 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

第3 担当部署連絡先等

1 提出先及びこの公告全般に関すること

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号（栃木県庁舎本館14階）
栃木県県土整備部建築営繕課企画営繕担当
電話 028-623-2516 FAX 028-623-2489
E-mail ken_eizen_kikaku@pref.tochigi.lg.jp
ホームページアドレス
https://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/kikaku/202506_kihonjissisekkeigyomuitaku.html

2 入札参加資格審査申請に関すること

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号（栃木県庁舎本館13階）
栃木県県土整備部監理課工事管理担当
電話 028-623-2389 FAX 028-623-2392
E-mail koujikanri@pref.tochigi.lg.jp

第4 受託者特定に係る主な期日

受託者特定に係る主な期日（公告時点における予定）は、別表1のとおりとする。

第5 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1 参加表明書の作成方法

「参加表明書の作成に係る留意事項等」による。

2 参加表明書の失格等

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は失格とすることがあるので留意すること。又、参加表明書の記載内容に相違等がある場合は、その項目を無効とすることがあるので留意すること。

第6 参加表明書の提出方法、提出期限及び提出先

- 1 提出方法 6部を持参又は郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着）すること。

なお、持参による提出は、栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第2号）第2条に規定する県の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）に行うこと。

- 2 提出期限 令和7（2025）年7月8日（火）午後4時まで
- 3 提出先 第3. 1の提出先とする。

第7 設計共同体の入札参加資格審査の申請について

- 1 入札参加資格申請について

設計共同体として入札に参加するため、別添「入札参加資格審査申請様式」（様式第1号から様式第2号）により入札参加資格審査申請（特定建築設計業務共同企業体）を行うものとする。

- 2 提出方法 3部を持参又は郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着）すること。

なお、持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）とする。

- 3 提出期限 令和7（2025）年7月8日（火）午後4時まで
- 4 提出先 : 第3. 1の提出先とする。

第8 業務委託説明書の内容についての質問の受付及び回答

- 1 質問の受付

業務委託説明書に関する質問は、文書（様式第3号）により行うものとし、持参、郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着すること。）、電子メール（着信を確認すること。）のいずれかの方法とする。なお、文書には回答を受ける担当者の所属、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記するものとする。

(1) 受付場所 第3. 1の提出先とする。

(2) 受付期間 令和7（2025）年6月18日（水）から令和7（2025）年6月26日（木）まで

なお、持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）とする。

- ・電子メールの場合、ファイル総量を1MB以内とすること。
- ・プリントアウト時にA4判になるように設定しておくこと。

- 2 質問の回答

質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して7日以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧方法：第3. 1の提出先での閲覧及び県ホームページへの掲載により行う。

(2) 閲覧期間：回答の翌日から技術提案書の提出期限の前日までとする。

なお、第3. 1の提出先での閲覧は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）とする。

第8-2 測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格のうち建築に関するものの認定を受けていない者の参加

測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格のうち建築に関するものの認定を受けていない者も、第5、第6により参加表明書を及び資料を提出することが出来る。ただし、新たに測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格のうち建築に関するものの認定を受け、第2の参加要件を満たさなければならない。なお、新たに認定を受けようとする者は次のとおり申請すること。

(1) 申請時期

公示の次の日から参加表明書の提出期限まで

(2) 申請方法等

(4) の担当部局に問い合わせる者とする

(3) 資格の有効期間

本申請により有資格者となった者の入札参加資格は、本業務の委託契約に限り有効とする。

(4) 申請方法等の問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号（栃木県庁舎本館13階）

栃木県県土整備部監理課 建設業担当

電話 028-623-2390 FAX 028-623-2392

E-mail kensetsugyou@pref.tochigi.lg.jp

第9 技術提案書の提出者

1 技術提案書の提出者の選定

参加表明書を提出した者の中から、技術提案書を提出することができる者として5者を選定する。

ただし、参加表明書を提出した者が5者に満たない場合及び選定対象となる最下位順位で同評価の者が複数存在し5者を超える場合は、この限りではない。

2 評価基準

技術提案書の提出者の選定に係る評価基準、評価のウェイト等は、別表2のとおりとする。

3 技術提案書の無効

提出書類について、記載内容に相違等がある場合はその項目を無効とすることがある。

第10 選定及び非選定に関する事項

1 選定通知

技術提案書の提出者として選定された者（以下、「選定者」という。）には、選定された旨を、書面（選定通知書）により通知する。

2 非選定通知

技術提案書の提出者として選定されなかった者（以下、「非選定者」という。）には、選定されなかった旨を、書面（非選定通知書）により通知する。

3 非選定理由に対する説明請求

非選定者は、通知日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面（様式任意）により非選定理由について説明を求めることができる。

4 回答

上記3の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により行う。

5 非選定理由の説明請求の提出場所及び提出方法

(1) 提出場所：第3. 1の提出先とする。

(2) 提出方法：持参又は郵送等（書留郵便等により期限までに必着）すること。

なお、持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）とする。

第11 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

1 基本事項

プロポーザルは設計業務における具体的な取組方針について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。

具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上、開始することとする。

2 技術提案書の作成方法

「技術提案書の作成に係る留意事項等」による。

3 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、459百万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）程度を想定している。

4 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別途書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

第12 技術提案書の提出方法、提出期限及び提出先

1 提出方法 12部を持参又は郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着）すること。

なお、持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く）とする。

2 提出期限 令和7（2025）年8月18日（月）午後4時まで

3 提出先 第3.1の提出先とする。

第13 技術提案書の特定

1 技術提案書の特定

選定者から提出された技術提案書のうち、本業務の実施に最適な1者の技術提案書を特定する。

2 評価基準

技術提案書の特定に係る評価基準、評価のウェイト等は、別表3のとおりとする。

なお、技術提案書の特定に当たり、その提出者にヒアリングを実施することとし、その日時、場所、留意事項等は別途通知する。

ヒアリング出席者は、設計共同体に所属する職員3名までとし、配置を予定する管理技術者は必ず出席すること。ヒアリングは日本語で実施する。

3 特定通知

技術提案書が特定された者（以下、「特定者」という。）に対して、書面（特定通知書）により通知する。

4 非特定理由通知

技術提案書が特定されなかった者（以下、「非特定者」という。）に対しては、特定されなかった旨を、書面（非特定理由通知書）により通知する。

5 非特定理由に対する説明請求

非特定者は、通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面（様式任意）により非特定理由について説明を求めることができる。

6 回答

上記5の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により行う。

7 非特定理由の説明書請求の提出場所及び提出方法

(1) 提出場所 第3.1の提出先とする。

(2) 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便等により期限までに必着）すること。

なお、持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）とする。

第 14 契約書作成の要否

特定者は、「栃木県業務委託契約書（案）」（資料 2）により、契約書の作成を要する。
なお、契約条項については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧場所 第 3. 1 の担当部署とする。

(2) 閲覧期間 令和 7（2025）年 6 月 17 日（火）から令和 7（2025）年 10 月 15 日（水）まで

なお、第 3. 1 の担当部署での閲覧は、休日を除く毎日の午前 9 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。）とする。

第 15 支払条件

業務委託契約書によるとともに、「支払条件書」（資料 3）による。

第 16 その他

- 1 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び非選定者は、技術提案書を提出できない。
- 2 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 3 参加表明書及び技術提案書は公表しない。
- 4 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、当該者に対し本県発注の他の業務に対する指名停止処分を行うことがある。
- 5 本件業務を受注した建設コンサルタント（再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。）及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本又は人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。
- 6 参加表明書及び技術提案書は返却しないものとする。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- 7 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により配置予定者の変更を行う場合には、同等以上の経験及び能力を有する者であるとの発注者の了解を得たときは、この限りではない。

- 8 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- 9 参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、プロポーザル参加辞退届（様式第6号）を1部、第3. 1の提出先へ持参又は郵送等により提出しなければならない。なお、持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）とする。
- 10 特定者の辞退があった場合は、非特定者より新たな特定者を特定し、書面（特定通知書）をもって、知事より通知する。
- 11 前項により特定した新たな特定者に送付された非特定通知書は、特定通知書の通知をもってその効力を失う。
- 12 公平性、透明性及び客観性を確保するため、審議結果は公表する。

(別表 1) 受託者特定に係る主な期日

内 容	日 程 (予 定)
参加表明書の提出期限	令和 7 (2025) 年 7 月 8 日 (火)
技術提案書提出者選定通知	令和 7 (2025) 年 7 月下旬
技術提案書の提出期限	令和 7 (2025) 年 8 月 18 日 (月)
技術提案書のヒアリング・評価	令和 7 (2025) 年 8 月下旬
技術提案書特定通知	令和 7 (2025) 年 9 月上旬
契約の締結	令和 7 (2025) 年 10 月上旬

(別表 2) 技術提案書の提出者の選定に係る評価基準

区分	評価項目			評価のウェイト		評点
1. 事務所の 体制及び業務 実績	(1)保有技術者の体制	技術者数		4.0	8.0	満点 8 点
	(2)過去 15 年の同種	代表構成員	用途及び規模	4.0		
2. 技術職員 の経験及び業 務実績	(1)管理技術者	資格及び経験年数		4.0	22.0	満点 22 点
		同種業務の実績		4.0		
	(2)照査技術者	資格及び経験年数		4.0		
	(3)主任担当技術者	(1)建築	資格及び経験年数	4.0		
		(2)構造	資格及び経験年数	2.0		
		(3)電気	資格及び経験年数	2.0		
		(4)機械	資格及び経験年数	2.0		

(別表 3) 技術提案書の特定に係る評価基準

区分	評価項目			評価のウェイト		評点
1. 事務所の 体制及び業務 実績	(1)保有技術者の体制	技術者数		4.0	8.0	満点 8 点
	(2)過去 15 年の同種	代表構成員	用途及び規模	4.0		
2. 技術職員 の経験及び業 務実績	(1)管理技術者	資格及び経験年数		4.0	22.0	満点 22 点
		同種業務の実績		4.0		
	(2)照査技術者	資格及び経験年数		4.0		
	(3)主任担当技術者	(1)建築	資格及び経験年数	4.0		
		(2)構造	資格及び経験年数	2.0		
		(3)電気	資格及び経験年数	2.0		
		(4)機械	資格及び経験年数	2.0		
3. 業務実施 方針及び特定 テーマ	(1)ヒアリング	質問に対する応答性		5.0	70.0	満点 70 点
		業務への取り組み意欲		5.0		
	(2)業務実施方針	業務の理解度		5.0		
		取組体制		5.0		
		創意工夫		5.0		
	(3)特定テーマ	テーマ 1 「栃木地域における未来共 創型専門高校としてふさわ しい施設整備のあり方につ いて」	的確性	5.0		
			独創性	5.0		
			実現性	5.0		
		テーマ 2 「自然災害や周辺環境に対 する配慮及びその対策につ いて」	的確性	5.0		
			独創性	5.0		
			実現性	5.0		
		テーマ 3 「建設費高騰への対策と維 持管理を考慮した施設整備 に対する考え方について」	的確性	5.0		
			独創性	5.0		
			実現性	5.0		
		計			100.0	満点 100 点

参加表明書の作成に係る留意事項等

栃農高・栃工高・栃商高新校整備事業基本・実施設計業務委託に係る参加表明書の作成及び提出については、下記のとおりとする。

記

1 特記事項

(1) 提出部数等

- ア 参加表明書（様式第4－1号）の作成（押印したもの）は1部とする。ただし、その写し（白黒とする）を5部作成し、合計6部を提出する。
- イ 参加表明書に添付する資料（様式第4－2号から様式第4－9号まで）及び参加表明書確認資料（別紙1参照）の提出は6部とする。

(2) 提出時の体裁等

- ア 用紙の大きさはA4判縦とし、各様式（確認資料を含む。）ごとに左上をホチキス仮留めのうえ、全体をクリップにより留めること。（別紙2参照）
- イ 文字のサイズは10ポイントを標準とすること。

(3) その他

- ア 所属技術者数、実務経験年数等、特記のない項目における書類作成基準日は公告日とする。
- イ 記載事項の各欄に該当がない場合には、その旨、又は斜線を記載すること。
- ウ 参加表明書確認資料は、参加表明書（様式第4－1号から様式第4－9号まで）の内容が確認できる資料（別紙1参照）とし、確認を必要とする箇所にマーカー等を用いて着色するなど、わかりやすい資料の作成に努めること。
- エ 各様式の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年5月20日法律第51号）によるものとする。

2 各書類作成時の留意事項

(1) 様式第4－1号（参加表明書）

- ・提出者名は構成員の数に応じて、適宜追加する。

(2) 様式第4－2号（参加資格審査資料[総括表]）

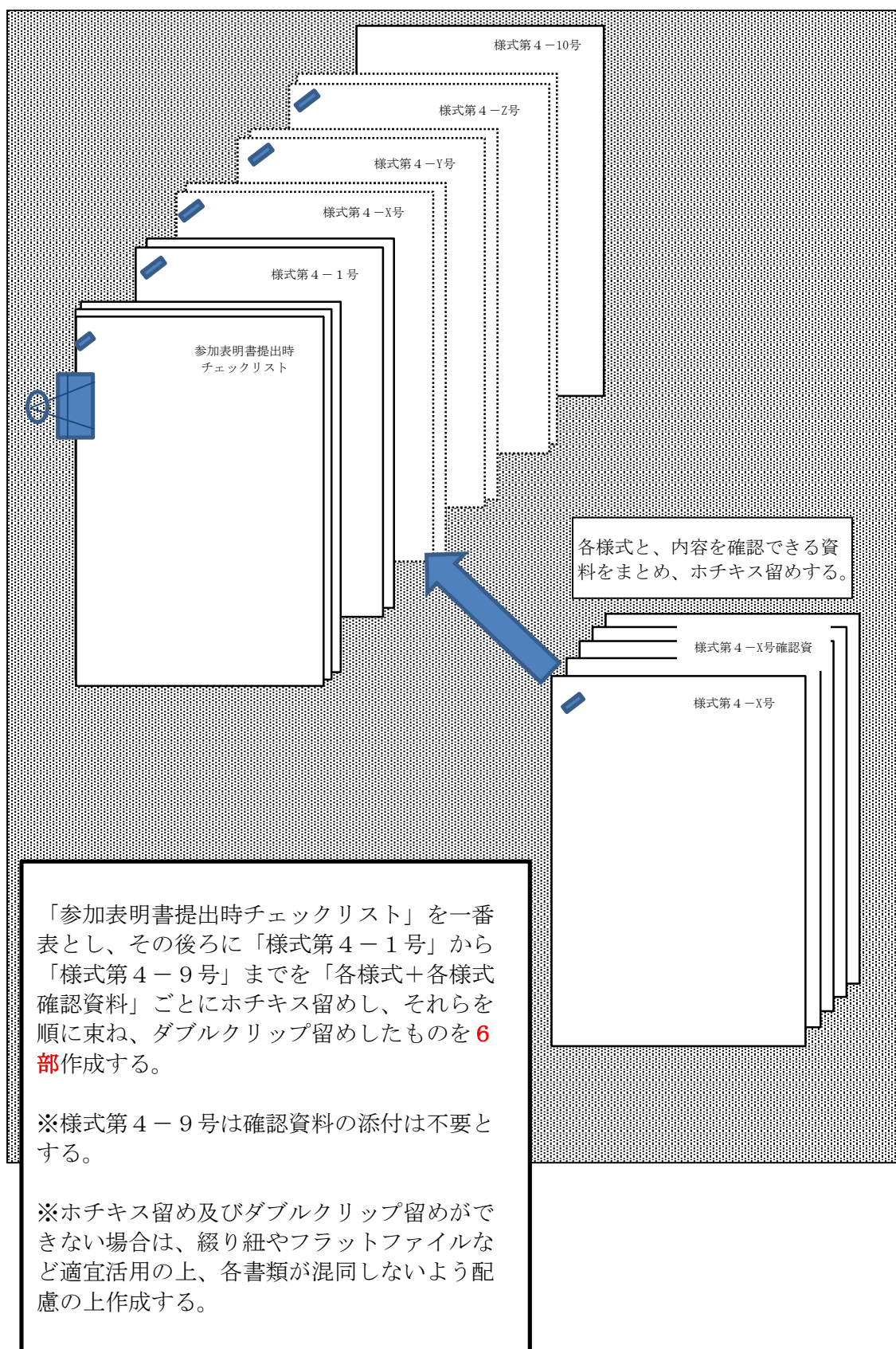
- ア 「1 特定建築設計業務共同企業体の名称及び所属建築士数」
 - ・公告日現在、特定建築設計業務共同企業体（以下、「設計共同体」という。）に所属する一級建築士の総数を記載する。
- イ 「2 特定建築設計業務共同企業体の構成員及び所属一級建築士数」
 - ・「出資比率」には、各構成員の出資比率を記載する。
 - ・「所属する一級建築士の数」には、公告日現在、各構成員である設計事務所に所属する一級建築士の数を記載する。
- ウ 「3 代表構成員に求められる同種業務の設計実績（新築）」
 - ・栃農高・栃工高・栃商高新校整備事業基本・実施設計業務委託の公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告（以下、「公告」という。）2(2)に記載の代表構成員に求められる同種業務の設計実績を記載する。

- エ 「4 管理技術者に求められる資格等及び設計実績（新築）」
- ・資格取得後年月数は、公告日現在の年月数（日数は切り捨て）を記載する。
 - ・公告 2 (3)に記載の管理技術者に求められる設計実績を記載する。
- オ 「5 照査技術者に求められる資格等」
- ・資格取得後年月数は、公告日現在の年月数（日数は切り捨て）を記載する。
- (3) 様式第 4－3 号（設計共同体所属建築士数一覧）
- ・公告日現在、設計共同体に所属する一級建築士の総数を記載する。
 - ・複数の事務所登録がある場合（支店等）は、そのすべてを対象とする。
- (4) 様式第 4－4 号（代表構成員の過去 15 年間の同種業務（新築）の実績）
- ・平成 22 (2010) 年 4 月 1 日以降に設計業務が完了した 1 棟あたりの延べ面積が 3, 0 0 0 m²以上で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の学校教育法に基づく学校（幼稚園を除く）で 3 階建て以上の学校建築に関する設計実績を 1 以上有すること（改修工事に係る設計業務を除く）。
 - ・用途欄には該当する項目に○をつけ、その他の場合には（ ）内に用途を記載する。
 - ・構造・規模の欄には、構造種別を記載する。
- (5) 様式第 4－5 号（管理技術者の資格、経験年数及び過去 15 年間の同種業務（新築）の実績）
- ・保有資格等については、一級建築士資格について記載する。
 - ・資格取得後年月数は、公告日現在の年月数（日数は切り捨て）を記載する。
 - ・管理技術者が、平成 22 (2010) 年 4 月 1 日以降に設計業務が完了した 1 棟あたりの延べ面積が 3, 0 0 0 m²以上で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の学校教育法に基づく学校（幼稚園を除く）で 3 階建て以上の学校建築に関する設計実績のうち代表的な実績を 1 件記載する（改修工事に係る設計業務を除く）。
 - ・用途欄には、該当する項目に○をつけ、その他の場合は（ ）内に用途を記載する。
 - ・構造・規模の欄には、構造種別を記載する。
- (6) 様式第 4－6 号（照査技術者の資格及び経験年数）
- ・保有資格等については、一級建築士資格について記載する。
 - ・資格取得後年月数は、公告日現在の年月数（日数は切り捨て）を記載する。
- (7) 様式第 4－7 号から様式第 4－8 号（主任担当技術者（建築）・主任担当技術者（構造・電気・機械）の資格及び経験年数）
- ・主任担当技術者（建築・構造）の保有資格等については、一級建築士資格を有している場合のみ記載する。
 - ・主任担当技術者（電気・機械）の保有資格等については、技術士、一級建築士、二級建築士又は建築設備士資格を有している場合のみ記載すること。なお、技術士資格を有している場合は、技術部門・科目を記載する。
 - ・資格取得後年月数は、公告日現在の年月数（日数は切り捨て）を記載する。
- (8) 様式第 4－9 号（協力事務所一覧）
- ・協力事務所とは、構成員以外に業務の一部を再委託する場合における、再委託先の事務所のことをいい、協力事務所に業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記載する。

別紙 1 参加表明書における提出書類一覧

区分		
参加表明書		参加表明書確認資料
様式第 4－1 号	参加表明書	・ 代表構成員及び構成員の建築士事務所登録通知書の写し (所在地に変更があった場合は変更届出書の写し)
様式第 4－2 号	参加資格審査資料[総括表]	・ 代表構成員に求められる設計実績が確認できる資料 (請負契約書の写し等) ・ 管理技術者及び照査技術者の雇用関係が確認できる資料 (健康保険証の写し等) ・ 管理技術者に求められる設計実績が確認できる資料 (請負契約書、発注者への管理技術者選任通知書の写し、確認申請書の写し等) ・ 管理技術者及び照査技術者の一級建築士免許証の写し (一級建築士免許証明証の写し又は一級建築士登録証明証の写し) (※) ※ 一級建築士取得後8年未満の場合、二級建築士免許証の写し又は大学卒業証書等の写し
様式第 4－3 号	設計共同体所属建築士数一覧	・ 代表構成員及び構成員の建築士法第24条の6に規定される閲覧に供する書類の写し (建築士法施行規則第22条の2関係 第7号の2書式) (※) ※ 閲覧に供する書類の内容に変更がある場合(第三面 所属建築士名簿に限る。)は、 公告日現在の内容に修正すること。
様式第 4－4 号	代表構成員の過去15年間の同種業務(新築)の実績	・ 代表構成員の同種業務の実績が確認できる資料 (請負契約書等)
様式第 4－5 号	管理技術者の資格、経験年数及び過去15年間の同種業務(新築)の実績	・ 管理技術者の同種業務の実績が確認できる資料 (請負契約書、発注者への管理技術者選任通知書の写し、確認申請書の写し等)
様式第 4－6 号	照査技術者の資格及び経験年数	
様式第 4－7 号	主任担当技術者(建築)の資格及び経験年数	・ 主任担当技術者(建築)の雇用関係が確認できる資料 (健康保険証の写し等) ・ 主任担当技術者(建築)の一級建築士免許証の写し (一級建築士免許証明証の写し又は一級建築士登録証明証の写し) (※) ※ 主任担当技術者(建築)が一級建築士を有する場合のみ
様式第 4－8 号	主任担当技術者(構造・電気・機械)の資格及び経験年数	・ 各主任担当技術者(構造・電気・機械)の雇用関係が確認できる資料 (健康保険証の写し等) ・ 各主任担当技術者(構造・電気・機械)の各保有資格が確認できる以下の書類 《技術士》 技術士登録証の写し(技術士登録等証明書の写し) 《一級建築士》 一級建築士免許証の写し(一級建築士免許証明証の写し又は一級建築士登録証明証の写し) 《二級建築士》 二級建築士免許証の写し(二級建築士免許証明証の写し又は二級建築士登録証明証の写し) 《建築設備士》 建築設備士登録証の写し
様式第 4－9 号	協力事務所一覧	

別紙2 参加表明書の書類のまとめかた



技術提案書の作成に係る留意事項等

栃農高・栃工高・栃商高新校整備事業基本・実施設計業務委託に係る技術提案書の作成及び提出については、下記のとおりとする。

記

1 技術提案書によって特定される設計者の業務

栃農高・栃工高・栃商高新校整備事業基本・実施設計業務委託の実施に関すること。

2 特記事項

(1) 提出部数等

ア 技術提案書（様式第5－1号）の作成（押印したもの）は1部とする。ただし、その写し（白黒とする）を11部作成し、合計12部を提出する。

イ 技術提案書に添付する資料（様式第5－2号から様式第5－5号まで）の提出は12部とする。（別紙3参照）

ウ 参考見積書（様式任意）及び算出基礎を記載した内訳書（様式任意）の作成（押印したもの）は1部とする。ただし、その写し（白黒とする）を11部作成し、合計12部を提出する。なお、提示した業務規模と大きく乖離している場合、又は提案内容に対して見積が不適切な場合は、ヒアリングの対象としない場合や特定しない場合があるので留意すること。

(2) 提出時の体裁等

ア 用紙の大きさはA4判縦とし、区分ごとに左上をホチキス仮留めのうえ、全体をクリップにより留める。（別紙4参照）

イ 文字のサイズは10ポイントを標準とする。

(3) その他

ア 特記のない項目における書類作成基準日は公告日とする。

イ 記載事項の各欄に該当がない場合には、その旨、又は斜線を記入する。

ウ 各様式の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年5月20日法律第51号）によるものとする。

3 評価基準及び作成資料

(1) 評価基準

技術提案書の特定に関する評価基準は、以下のとおりとし、アとイに関する資料は、参加申込書添付資料をもって充てる。

ア 事務所の体制及び業務実績

イ 技術職員の経験及び業務実績

ウ 業務実施方針及び特定テーマ

(2) 技術提案書の提出時に作成を求める資料

技術提案書の提出時に作成を求めるものは、3(1)ウの「業務実施方針及び特定テーマ」に関する資料とする。

4 各書類作成時の留意事項

(1) 様式第5－2号（業務実施方針）

本業務への取組体制、設計チームの特徴、設計工程計画、特に重視する設計上の配慮事項（様式第5－3号から様式第5－5号に記載する内容を除く。）、その他の業務実施上の創意工夫等を簡潔に記載する。

なお、提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

(2) 様式第5－3号から様式第5－5号（特定テーマ）

次の3課題に関する提案について、設計上の配慮事項を、それぞれ1課題1枚ずつに記載する。

（特定テーマ1）

ア 栃木地域における未来共創型専門高校としてふさわしい施設整備のあり方について

栃木の地域性を活かすとともに、未来競争型専門高校として新たに整備する職業系専門校としてふさわしい施設整備の考え方について所見を求める。

（特定テーマ2）

イ 自然災害や周辺環境に対する配慮及びその対策について

施設整備において、自然災害や周辺環境に対する配慮及びその対策について所見を求める。

（特定テーマ3）

ウ 建設費高騰への対策と維持管理を考慮した施設整備に対する考え方について

施設整備期間中に予想される技術者不足や、資材高騰への具体的な対応及び施設整備後の効率的な維持管理に係る設計上の留意点について所見を求める。

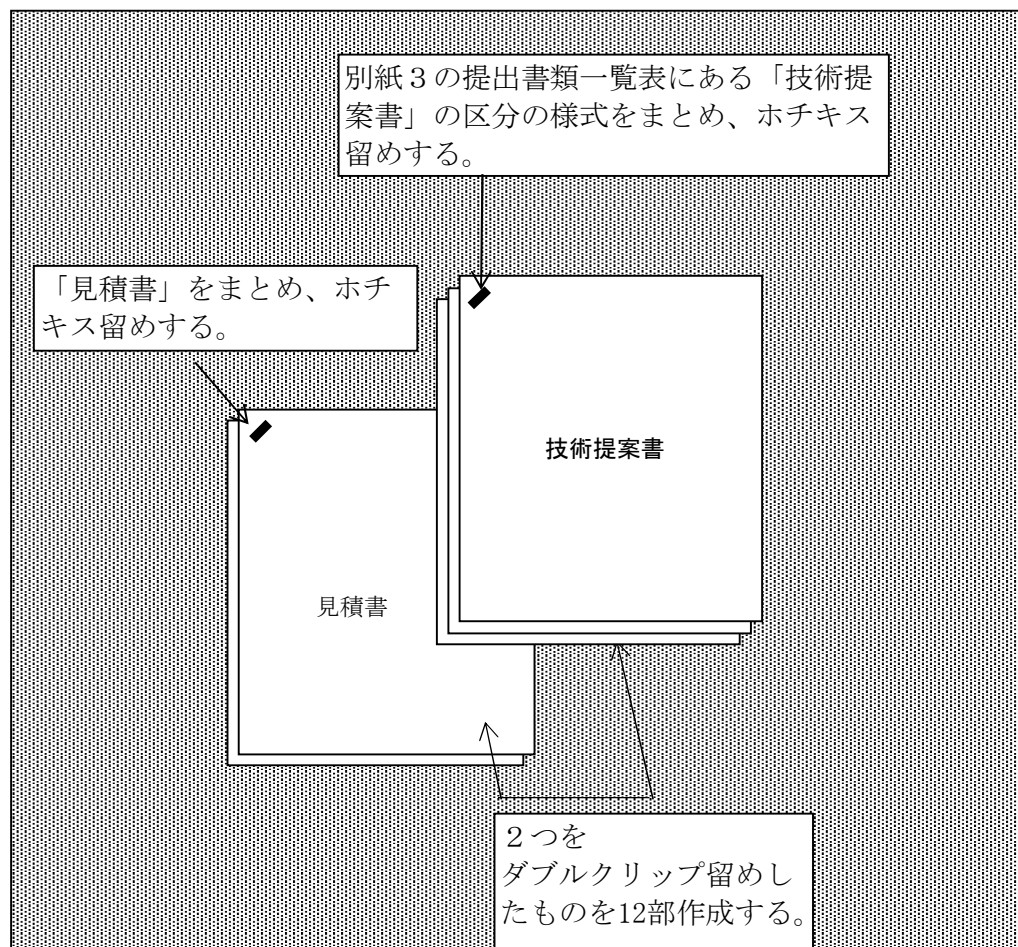
※記載留意事項

- i) 提案は、文書での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記載する。
- ii) 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計またはこれに類するものに基づいた表現をしてはならない（表現の許容範囲については別紙5参照）。
- iii) 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等（コンピューターグラフィックスによるものを含む。）を使用してはならない。
- iv) 技術提案書の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

別紙 3 技術提案書における提出書類一覧

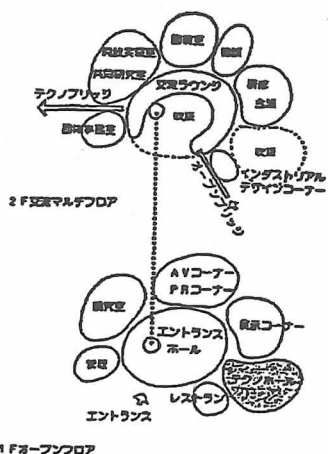
区分	内容	
技術提案書	様式第 5 - 1 号	技術提案書
	様式第 5 - 2 号	業務実施方針
	様式第 5 - 3 号	特定テーマ 1
	様式第 5 - 4 号	特定テーマ 2
	様式第 5 - 5 号	特定テーマ 3

別紙4 技術提案書の書類のまとめかた

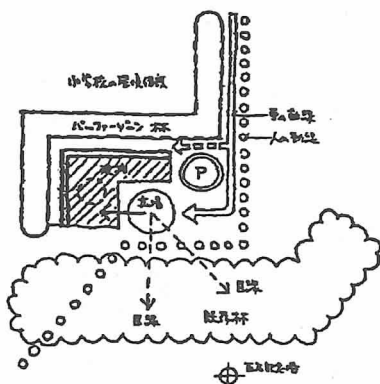


技術提案書への表現例

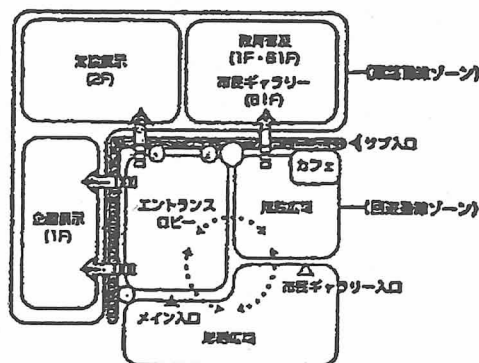
① 許される表現例及びその理由



ホール、ラウンジを中心にするという設計の考え方を表現しているものである。



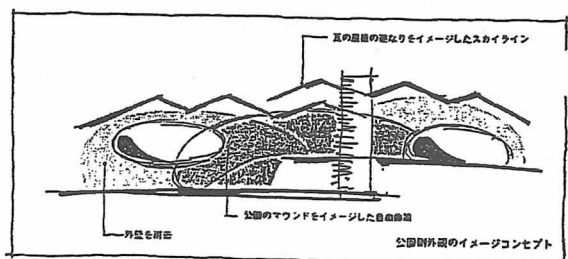
人の動線を説明するときに、それを補うために建物内の簡単なゾーニングの考え方を表現している。



人の動線を説明するときに、それを補うために建物内の簡単なゾーニングの考え方を表現している。

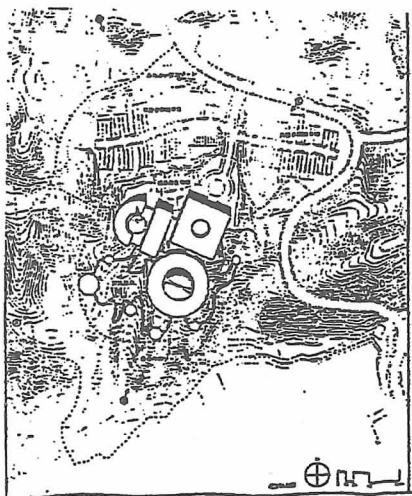


施設と周辺環境との関係をイメージで表現しているものであり、建物の具体的な形状は表現していない。

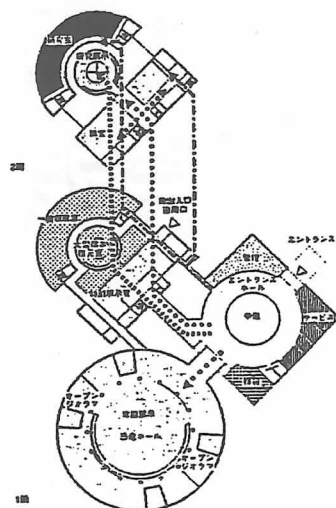


建物のイメージを表現しているものであり、建物の具体的な形状は表現していない。

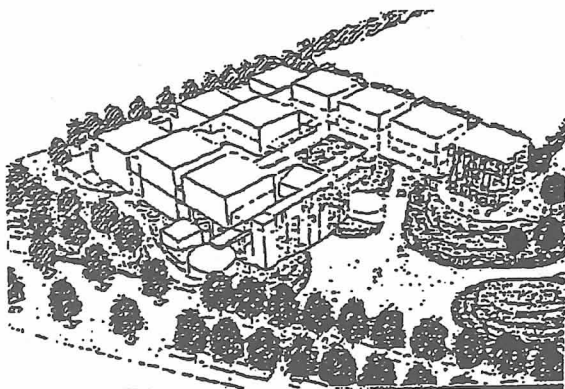
② 許されない表現例及びその理由



建物形状が具体的に表現された、周辺地域も含めた配置図である。



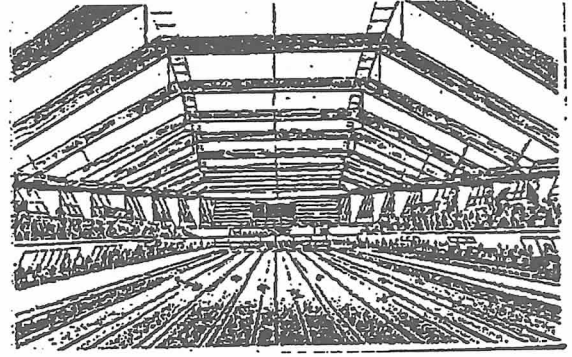
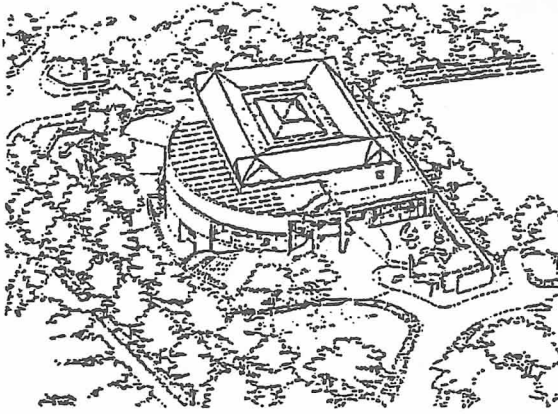
具体的な平面図である。



建物の具体的な配置計画やボリューム等が具体的に表現された鳥瞰図である。

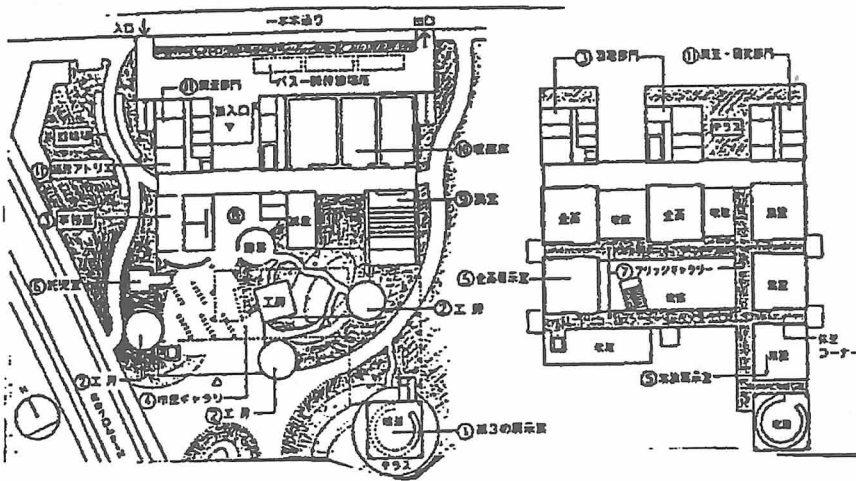


建物の具体的形状が表現された透視図である。



外観の形状が具体的に表現された鳥瞰図である。

内観の透視図である。



一定の尺度のもとで作成された具体的な配置図、平面図である。

※建物のイメージを表現するために既存の建築物等の写真、イラスト等を使用することは認めるが、この場合引用した建築物等の名称を具体的に記入すること。